

ふしおがわ
榎野川河口域・干潟自然再生協議会の取組

1 再生内容

干潟の再生

榎野川河口干潟等の自然環境の再生・維持に取り組む。

2 自然再生協議会

平成16年8月に組織化し、現在の構成員数56。

個人(専門家を含む)23、団体18、関係地方公共団体11、関係行政機関4

3 自然再生全体構想

平成17年3月に作成

○自然再生の対象区域

榎野川河口域、干潟(344ha)及び山口湾。

○自然再生の目標

榎野川河口干潟等の現況、榎野川流域での変遷や変化を把握し、河口干潟等の再生の目標を「里海の再生」と位置づけて取り組む。

①豊かな泥干潟の区域、②豊かな砂干潟の区域、③カブトガニ産卵場保全区域、④豊かなアマモ場・浅場、⑤豊かな泥浜・レク干潟、⑥豊かな後浜(後背地)の区域、⑦現状干潟の観察・維持区域の7つにゾーニングして目標達成を目指す。

4 自然再生事業実施計画

実施計画の策定については検討中。

【進捗状況】

①干潟再生 :

- ・カキ殻高密度分布域であった中潟において殻粉碎工法や耕耘混合砂工法による低質環境改善を実施。(モニタリング調査(H22.4)においてアサリ(100個/m²)の生息を確認)
- ・南潟において干潟の耕耘作業、竹柵・被覆網を設置。(被覆網設置箇所において漁獲サイズ以上(3cm以上)のアサリを確認(H21))

②アマモ場の再生 :

漁業者、地域住民の協働によるアマモの花枝採集及び播種。(アマモの生育場所が142haに回復(H20))

③カブトガニ幼生生息調査; カブトガニ産卵・生息場の保全を図るための幼生の生育状況調査を実施。

椹野川河口域・干潟自然再生協議会

◆自然再生の対象となる区域（山口県山口市）

椹野川河口域から山口湾内の干潟等

◆自然再生の基本的な考え方と方向性

○自然再生の3つの視点(流域構想等を踏まえ)

- ・椹野川河口干潟等の生物多様性の確保
- ・多様な主体の参画と産学官民の協働・連携
- ・科学的知見に基づく順応的取組

○人が適度な働きかけを継続することで、自然からのあらゆる恵みを持続的に享受できる場、いわゆる『里海』の再生を目指す。

◆自然再生の目標

『里海』の再生

具体的な目標 <自然再生ゾーニング>

- : 豊かな泥干潟の区域
- : 豊かな砂干潟の区域
- : カブトガニ産卵場保全区域
- : 豊かなアマモ場・浅場
- : 豊かな泥浜・レク干潟
- : 豊かな後浜（背後地）の区域
- : 現状干潟の観察・維持区域



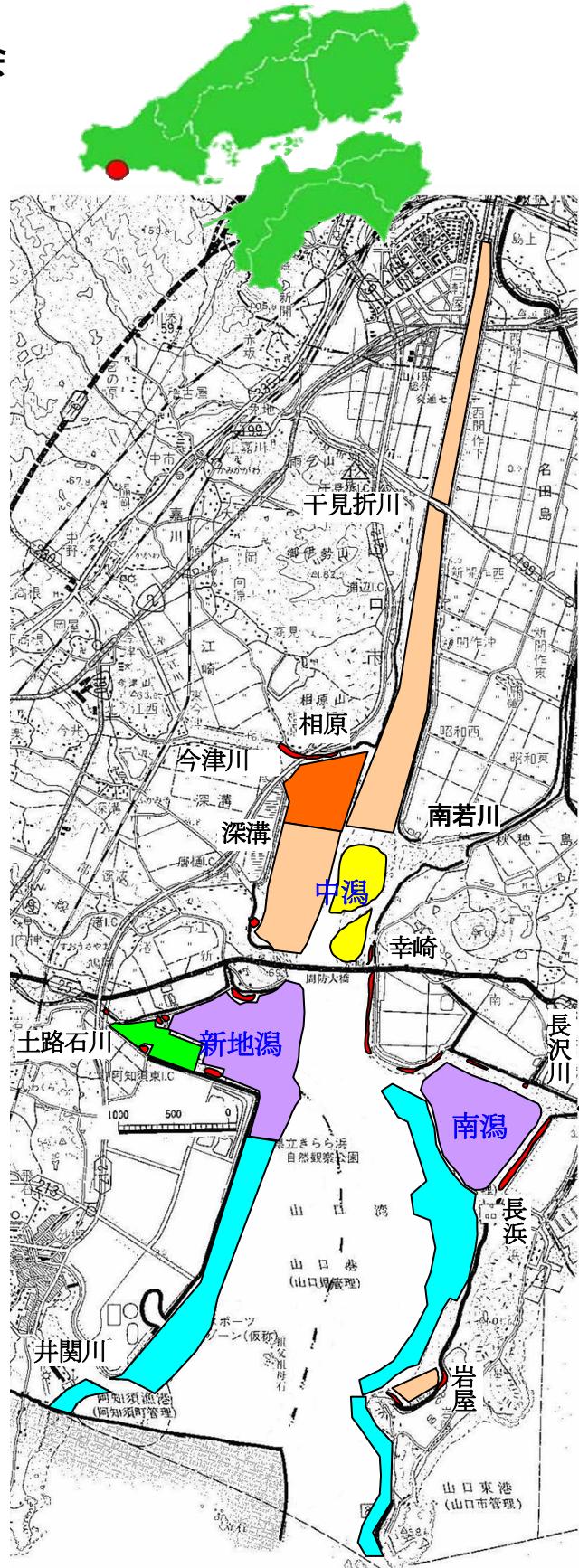
干潟耕耘作業の様子



アマモ生育の様子



カブトガニの産卵場の保全



ここに示すゾーニングはイメージであって、具体的な検討はそれぞれの事業主体において、行われるものである。

自然再生の対象となる区域
(全体構想より)

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会の取組

1 再生内容

湖岸環境の保全・再生及び湖岸景観の再生

霞ヶ浦湾奥部の湖岸環境等の再生に取り組む。

2 自然再生協議会

平成16年10月に組織化し、現在の構成員数41。

個人(専門家を含む)12、団体14、関係地方公共団体13、関係行政機関2

3 自然再生全体構想

平成17年11月に作成。

○自然再生の対象区域

霞ヶ浦(西浦)中岸の田村揚排水樋管から戸崎1号排水樋管に至る区間
(概ね西浦中岸3.5kmの区間)の沿岸域。

○自然再生の目標

多様な動植物が生育・生息し、里と湖の接点を形成する湖岸帯の保全
・再生に取り組む。

①湖岸環境の保全・再生、②人と湖のつながりの再生、③湖岸景観(場)の再生の3つの目標を設定。

4 自然再生事業実施計画

○霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生実施計画【A区間】(平成18年)

11月作成、実施者：国土交通省霞ヶ浦河川事務所

浚渫土砂仮置きヤード跡を中心とする区間において、鋼矢板の切断によるワンド地形を形成。(西浦中岸0.6kmにわたる堤外地)

【進捗状況】

<国土交通省> 陸岸の堀りこみと矢板列の一部切断によるワンド地形の再生を実施。また、ワンド地形変化把握のためのモニタリングを実施。

<霞ヶ浦グランドワーク> ワンド間の水路・観察路整備を実施。(モニタリングや環境学習への場の整備、維持管理(清掃活動・除草等)を実施)

○霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生実施計画【B区間】(平成19年)

9月作成、実施者：国土交通省霞ヶ浦河川事務所

浚渫土砂仮置きヤード跡を中心とする区間において、治水上必要な施設を設け既存堤防を一部開削し浅水域、静水域、深場を持つ湾入部等を整備。(西浦中岸0.3kmにわたる湖岸)

【進捗状況】

築堤工事が完了し、3年間の養生期間が平成23年10月末で終了するので、11月以降に静水域や水路等の基盤整備に着手予定。

霞ヶ浦・浦田村・沖宿地区自然再生事業

以前霞ヶ浦ではヨシ等の湖岸植生帯が多く見られました。本事業は、湖岸植生帯の保全・回復・再生することを目的として、自然再生推進法に基づき実施するものです。主な実施内容は下記のとおりです。

- ①湖岸植生帯の保全・回復のため粗雑消波工の整備
- ②かつての湖岸植生再生のため底泥埋土種子(シード・バンク)を含む土砂の置換を実施。
- ③多様な水深帯を持つ湖岸環境を整備するため引堤の養生完了後、現堤防の一部開削。



6.8km～9.5km区間は既存の植生帯に配慮した波浪対策を進めしていく。

くぬぎ山地区自然再生協議会の取組

1 再生内容

平地林の再生

武蔵野の平地林「くぬぎ山地区」における歴史的・文化的・環境的価値の継承に取り組む。

2 自然再生協議会

平成16年11月に組織化し、現在の構成員数72。

個人(専門家を含む)43、団体21、関係地方公共団体5、関係行政機関3

3 自然再生全体構想

平成17年3月に作成。

○自然再生の対象区域

川越市、所沢市、狭山市、三芳町の3市1町の行政界に位置する約152haの区域。

○自然再生の目標

高度経済成長期前のかつての武蔵野の平地林のような、人とのかかわりあいによって育まれてきた多様な環境を有する自然に再生することを目指す。

①平地林の荒廃を抑制し、豊かな緑と生物の多様性を維持する、②平地林の改変を抑制し、武蔵野の風景を将来世代に引き継ぐ、③改変施設の移転誘導を計画的に進め、改変地を復元し、良好な平地林を再生する、④利活用を図り、平地林の新たな価値を創造するの4つの目標を設定。

4 自然再生事業実施計画

検討中。

【進捗状況】

現在までに、産業廃棄物処理場の撤去跡地2箇所(4,960m²)の植生復元、荒廃雑木林8箇所(3.5ha)の整備を実施。

・H22年度 保全活動として下草刈り、萌芽更新のための伐採作業を実施。

くぬぎ山地区自然再生協議会について

◆くぬぎ山地区は、江戸時代の新田開発によってつくられたクヌギ、コナラなどの二次林によって構成された、地域の生活と一体となったまとまりのある平地林が残っている地域である。かつては、燃料等としての木材利用など、農用林としての物質循環が存在し、地域住民により維持保全がなされてきたが、近年産業廃棄物処理施設の立地や循環型農業の衰退など環境保全上の問題が生じ、これらによる雑木林の消失・荒廃が進んでいるなど、早急に自然環境の保全・再生を図る必要がある。

◆平成16年11月、自然再生推進法に基づく「くぬぎ山地区自然再生協議会」を設立。

◆平成17年3月には、「くぬぎ山地区自然再生全体構想」を作成した。引き続き、実施計画の作成に向けて協議を行う。

<活動状況>

○第1回自然再生協議会（平成16年11月6日）

- ・専門家、市民、関係団体、地方公共団体（埼玉県、所沢市、狭山市、川越市、三芳町）、関係行政機関（国土交通省、農林水産省、環境省）からなる協議会の設立
- ・「再生・保全小委員会」及び「管理・活用小委員会」の設置

○くぬぎ山地区自然再生全体構想の作成（平成17年3月12日）

○第8回自然再生協議会（平成18年6月4日）

- ・協議会の議事・運営に関する企画立案を行う「運営委員会」を設置

○第16回自然再生協議会（平成21年9月12日）

- ・県から地権者アンケートの結果、くぬぎ山地区の近郊緑地保全区域指定が困難になったことを報告

○第18回自然再生協議会（平成22年3月13日）

- ・正副会長等の役員選任（勅使河原会長）

○第19回自然再生協議会（平成22年5月22日）

- ・保全活動を実施することを合意し、外来植物の除去や萌芽更新のための伐採や下草刈りの保全活動を2回実施

○第20回自然再生協議会（平成22年7月31日）

- ・平地林保全管理活動の取組み方針（案）について協議し承認

○第21回自然再生協議会（平成23年3月12日）

- ・新規委員の加入及び役員選任

○第22回自然再生協議会（平成23年5月28日）

- ・平成22年度決算報告について

○平成16年11月の第1回協議会より、平成23年5月までに計22回開催

◆自然再生協議会の構成員合計72（学識経験者・個人・団体・行政機関）※平成23年3月現在



空撮写真



八幡湿原自然再生協議会の取組

1 再生内容

湿原の再生

臥竜山麓八幡湿原地域において湿原環境の再生に取り組む。

2 自然再生協議会

平成16年11月に組織化し、現在の構成員数30。

個人(専門家を含む)15、団体9、関係地方公共団体5、関係行政機関1

3 自然再生全体構想

平成18年3月に作成。

○自然再生の対象区域

広島県山県郡北広島町東八幡原の県有地約17.56haの区域。

○自然再生の目標

『命の環 つなげる』をキャッチフレーズに、牧場造成前の昭和30年代前半頃の湿原生態系の再生を目指す。

①文献資料からの再生目標、②現存植生の視点からの目標植生、③植生遷移の視点からの目標植生を設定。

4 自然再生事業実施計画

○八幡湿原自然再生事業実施計画(平成18年10月作成、実施者：広島県)

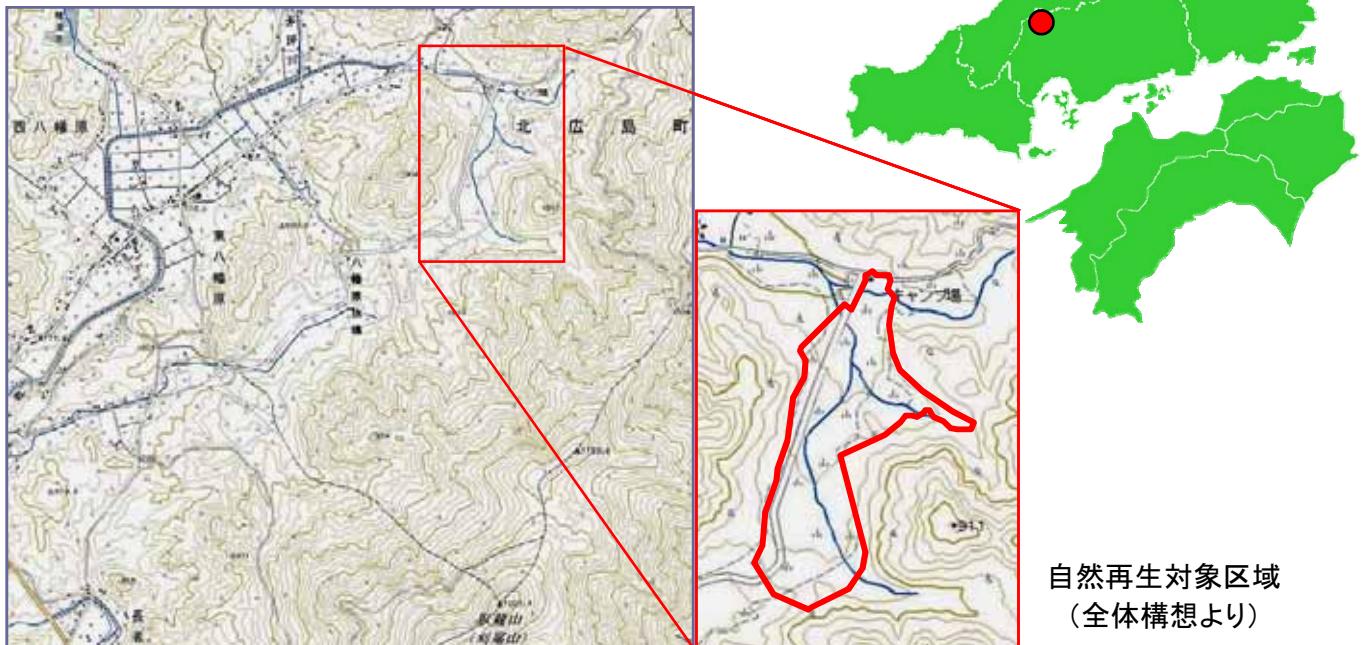
自然再生対象区域17.56haを湿地植生の有無等によって5つにゾーニングし、この中で①立木の伐採、②コンクリート水路の撤去、③自然形態の河川への整備、④河川の堰上げ、⑤導水路の整備等を実施。

【進捗状況】

実施計画に基づき、区域内において河川両岸の「立木の伐採」、「コンクリート水路の撤去、自然形態河川の整備」、「取水堰3箇所の設置等による河川の堰上げ」、「幹線導水路、補助導水路の整備」、「観察路、解説板等の整備」等を実施し、平成22年3月に実施計画に基づく工事が完了。

今後は、湿原生態系の再生状況をモニタリングするとともに、自然環境学習等に積極的に活用していく予定。

やわた 八幡湿原自然再生協議会



八幡湿原自然再生事業(実施計画 H18.10月広島県策定)

1 実施主体:広島県

2 実施期間:H19~H21
(工事期間)

3 主な実施内容

- 立木の伐採
- コンクリート水路の撤去
- 自然形態河川の整備
- 取水堰の設置



伐採前



伐採後

立木の伐採



整備前

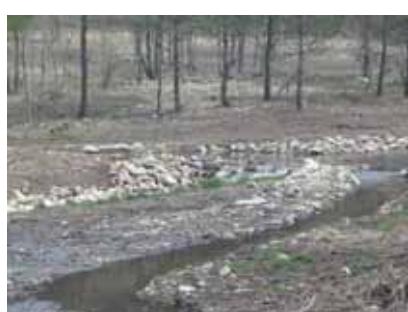


整備後

コンクリート水路の撤去、自然形態河川の整備



取水堰の設置



導水路の整備



観察路の整備

上サロベツ自然再生協議会の取組

1 再生内容

湿原の再生

国立公園であるサロベツ湿原と農地が隣接する北海道豊富町において、農業と共に存した湿原の再生に取り組む。

2 自然再生協議会

平成17年1月に組織化し、現在の構成員数47。

個人(専門家を含む)24、団体16、関係地方公共団体2、関係行政機関5

3 自然再生全体構想

平成18年2月に作成。

○自然再生の対象区域

主として豊富町内の国立公園である上サロベツ湿原の区域。

○自然再生の目標

優れた自然景観を備え学術的に価値の高いサロベツ湿原の保全と、自然の恵みのなかで営まれる農業との共生を目指す。

①高層湿原の自然再生、②ペンケ沼の自然再生、③泥炭採取跡地の自然再生、④砂丘林帯湖沼群の自然再生に係る目標のほか、農業の振興や地域づくりについても目標を設定。

4 自然再生事業実施計画

○上サロベツ自然再生事業 農業と湿原の共生に向けた自然再生実施計画 (平成18年7月作成、実施者：豊富町、サロベツ農事連絡会議及び国土交通省北海道開発局稚内開発建設部)

①農用地と湿原が直接隣接する箇所の内、湿原の地下水位に影響を及ぼしていると推察される農用地側に緩衝帯を設定し、湿原の乾燥化を抑制する。②整備する農業用排水路に設置される沈砂地を適正に維持管理することで、農用地から河川に流出する土砂を軽減する。

【進捗状況】

<北海道開発局>緩衝帯及び沈砂池の設置、緩衝帯実証試験地モニタリングの継続。

○上サロベツ自然再生事業実施計画

(平成21年7月作成、実施者：環境省北海道地方環境事務所)

①水抜き水路の堰き止めによる地下水の流出抑制、②ササ生育地の拡大を防ぐための手法確立、③サロベツ原生花園園地跡地における盛土表層の剥ぎ取りと泥炭の撒き出しによる植生回復、④泥炭採掘跡地における湿原植生の再生等を実施。

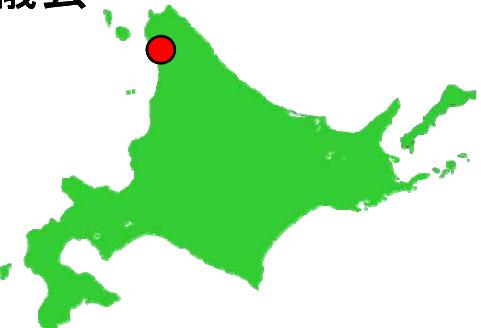
【進捗状況】

①水抜き水路の堰き止めを実施(2箇所)、②サロベツ原生花園園地施設を撤去し盛土表層の剥ぎ取りを実施、③再生工事に使用する泥炭のストックヤード整備、④地下水位、水質、植生等についてモニタリングを継続。

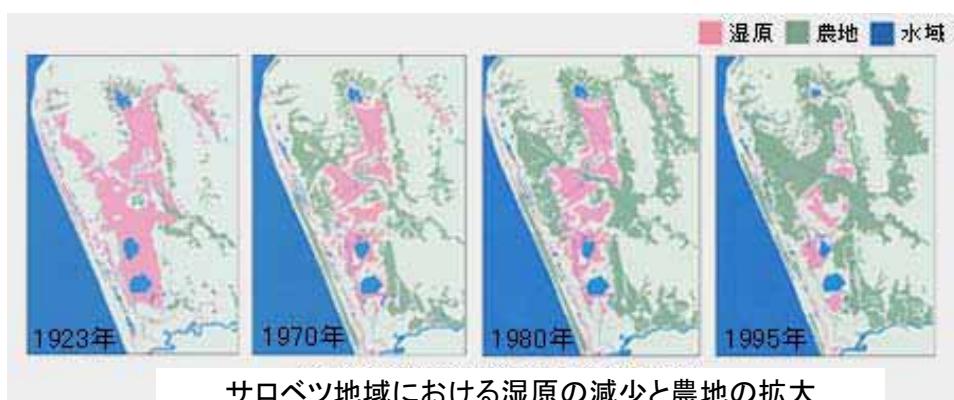
上サロベツ自然再生協議会



自然再生の対象となる区域(全体構想より)



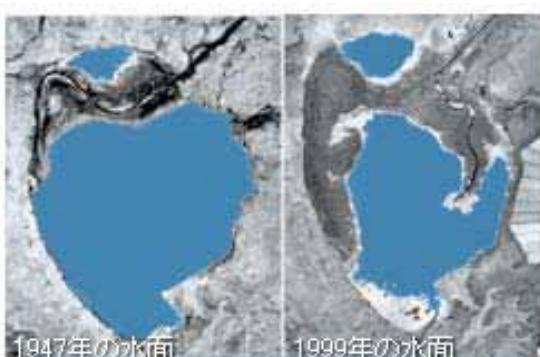
泥炭採掘跡地の開放水面



サロベツ地域における湿原の減少と農地の拡大



農地の地盤沈下
手前の牧草地が奥の湿原より
1mほど低くなっている



ペンケ沼の埋塞
上流からの土砂流入等により水面が約半分に減少



排水路の設置による乾燥化の進行
湿地に隣接する農地での排水不良

野川第一・第二調節池地区自然再生協議会の取組

1 再生内容

水環境の再生及び河川生態系の再生

土地利用の変化により自然環境が大きく損なわれたかつての多様な河川環境の再生に取り組む。

2 自然再生協議会

平成17年3月に組織化し、現在の構成員数39。

個人(専門家を含む)17、団体13、関係地方公共団体8、関係行政機関1

3 自然再生全体構想

平成18年9月に作成。

○自然再生の対象区域

野川第一調節池(1.5ha)、第二調節池(1.7ha)、野川(小金井新橋～二枚橋)。

○自然再生の目標

昭和30年代前半、事業対象地区に存在していた「水のある農の風景」を規範とし、当時の風景が持っていた水を中心とした環境システムの再生を目指す。

①水のある自然環境の再生、②自然のふれあい利用、③市民参加による整備、維持管理の3つを自然再生の方向性とし、この中で8つの個別目標を設定。

4 自然再生事業実施計画

○野川第一・第二調節池地区自然再生事業実施計画(平成18年10月作成、

実施者：東京都建設局北多摩南部建設事務所

第一期計画(3年程度)：①野川からの導水、②田んぼ(130m²)、湿地(130m²)、ため池(130m²)等の整備、③植生復元調査区の設定等。

第二期計画(2年程度)：①野川における瀬・蛇行等の形成、②湿地の拡大(260m²)による野川から調節池に至る水環境システムの構築等。

【進捗状況】

第一調節池の湿地・田んぼ・ため池・水路・野川からの導水施設整備・越流堤の改善、第二調節池の草地化調査を実施(調査区設置)。

また、植物、昆虫、水生生物、水量、水質等のモニタリング調査を実施。

野川第一・第二調節池地区自然再生協議会



自然再生の実施イメージ

行政機関

[東京都建設局
北多摩南部建設事務所]
・整備、モニタリング等

野川第一・第二調節池地区自然再生協議会

[市民、市民団体、学識経験者行政で組織]
<平成17年3月設立>
・自然再生事業の方向性を議論
・全体構想、実施計画書を策定

野川自然の会

[維持管理運営を担う
市民団体]
・維持管理、モニタリング等

維持管理等に関する覚書を結んでいます。

野川自然の会と、東京都（北多摩南部建設事務所）は、維持管理等に関する覚書を締結して、野川の自然再生に協働して取り組んでいます。

平成19年3月 湿地、田んぼ、水路等整備
平成20年3月 野川からの導水路、ため池、水路等整備
平成21年3月 越流堤の改善
平成22年3月 越流堤の改善

平成17年3月 野川第一・第二調節池地区自然再生協議会設立
平成18年9月 全体構想を策定
平成18年10月 実施計画書を策定



野川第一調節池（東側）



野川第二調節池



野川（小金井新橋下流）